

受賞おめでとうページになります

〔本〕秘書課秘書係（☎内線1012）

春の叙勲

瑞宝双光章（消防功労）



鈴木 義典さん
（みのりが丘）

瑞宝単光章（消防功労）



須藤 重晴さん
（原市）

瑞宝双光章（更正保護功労）



小金沢 秀子さん
（中秋間）

環境功労

群馬県総合表彰



倉沢 登志夫さん
（安中）

消防防災功労



萩原 哲也さん
（松井田町土塩）

文化功労



角田 信四郎さん
（松井田町新堀）

地方自治功労



小坂 上司さん
（松井田町松井田）

地方自治功労



田中 伸一さん
（下後閑）

〔夕〕環境政策課環境推進係（☎内線1883）

ペットに関する

ルールやマナーを守りましょう

社会に対する責任を果たしているかどうかは、飼い主ではなく、周囲や近隣の人が判断することです。

犬・猫のフンなどの処理は

飼い主の責任！

犬・猫のフン・オシッコの苦情が多く寄せられています。自分の家の前や土地にフンが撒かれていたら、どんな気分でしょうか？ 飼い主以外の人はフンを片付けてはくれません。責任を持って処理してください。

●犬や猫は飼い主の敷地内でフンなどをさせるよう日頃からしつけましょう。

●犬を散歩させるときは、ビニール袋などで必ずフンを持ち帰り後始末をしましょう。オシッコをしたところには、水入りペットボトルで水をかけるようにしましょう。

●犬や猫の多頭飼いは、管理が行き届かなくなり、近隣の迷惑となる場合があるので、注意しましょう。また、適正飼養が困難になった場合には、群馬県動物愛護センターに相談しましょう。

●犬の無駄吠えは、運動不足、エサまたは水の要求、寂しさ、居心地が悪いなどの欲求不満が原因



【群馬県動物の愛護及び管理に関する条例】
第9条 飼い犬は、常時係留しておくなければなりません。
第22条 第9条第1項の規定に違反して飼い犬に係留しなかつた者（所有者以外の者が占有している場合は、その者とする。）には5万円以下の罰金が科せられることがあります。

野良猫に無責任なエサやりはやめましょう！
犬の登録・予防注射は飼い主の義務です！
犬の放し飼い・引き綱（リード）を外した散歩は禁止！

●咬傷事故を起こした場合は、狂犬病の検診を受ける義務や群馬県動物愛護センターへの届け出が必要になります。
●猫は、疾病の感染防止・不慮の事故防止・周辺環境保全の観点から屋内飼育に努めましょう。（家庭動物等の飼養及び保管に関する基準 平成25年環境省告示）